

平成 30 年 1 月 10 日

各デイサービス型地域活動支援事業者
管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

デイサービス型地域活動支援事業の支給決定要件等の変更について

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、見出しの件について、平成 28 年 3 月 18 日付で愛知県から通知（27 障
福第 2415 号、以下「県通知」とする。）が示されたことを受け、改めて支給決
定の要件及び報酬区分の考え方について見直しを行います。

つきましては、下記のとおり変更させていただきますので、ご確認いただき、
ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 変更内容

（1）他の日中活動系サービスと同一日利用する場合

他の日中活動系サービスとの併給については、同一法人・同一敷地
内でないかの確認した上で支給決定することとしている以外特段の要
件を設けてはいなかったが、県通知に基づき、以下のとおり整理する。

【県通知の内容】

『同一日における併給を認める場合であっては、障害児支援利用計
画案やサービス等利用計画案、障害児者個々の特別な事情及び地域に
おける支援体制等を総合的に勘案し、その必要性を個別に判断した上
で実施していただきますようお願いいたします。』

① 同一日における併給を認める要件

介護者が不在等により特に支援の必要があると判断する場合

② 経過措置

現在決定中の利用者については、本人の体調不良等を理由に同一

日利用を希望する場合は、区役所・支所・保健所と障害者支援課との協議のうえ、決定する。

(2) 報酬算定の方法の整理

現在、提供時間の報酬区分については、算定上、最低提供時間が設けられていない。このため例えば4時間5分などの提供でも「4時間超~6時間まで」が算定可能である。

県通知において『サービス量(利用時間)に即した給付となるよう検討すること』とされているため、最低提供時間を設けることとする。

<報酬区分適用表>

報酬区分	最低提供時間
4時間まで	—
4時間超~6時間まで	4時間20分以上の提供より算定可能
6時間超	6時間20分以上の提供より算定可能

2 適用時期

(1) 上記1(1)について

本通知の発出日より適用する。

ただし、現在決定している者は、支給決定有効期間の始期が平成30年4月の者から、更新手続きの際に順次適用していく。

(2) 上記1(2)について

平成30年4月提供分より適用する。

障害者支援課認定支払係

TEL : 052-972-2639

FAX : 052-942-4149